

郡山市業務委託契約における
スライド制度運用マニュアル

令和7年12月

郡 山 市

はじめに

本マニュアルは、令和7年12月1日に施行した「郡山市業務委託契約におけるスライド制度運用基準」（以下「本基準」という。）に基づき、契約期間が複数年にわたる業務委託において、賃金水準の変動に伴う契約金額の変更に係る制度（以下「スライド制度」という。）について、契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算出方法及び事務手続きについて整理し、とりまとめたものである。

スライド制度の運用については、本マニュアルを参考に適切に行うこと。

スライド制度の目的

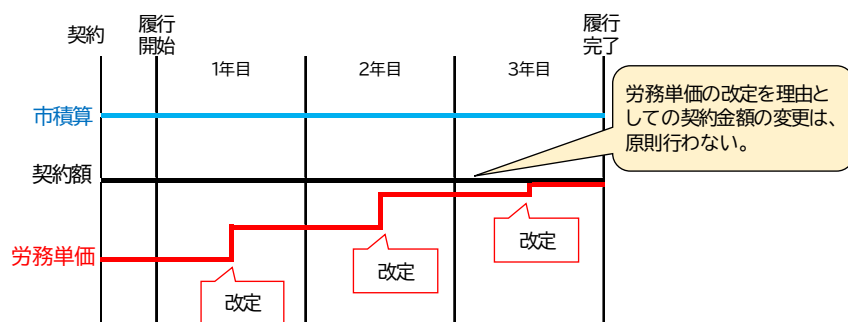
本市発注の複数年にわたる業務委託において、通常合理的な範囲を超える賃金水準の変動があった場合、この負担を受注者に強いることは、経営リスクや業務履行の質の低下を招く恐れがある。スライド制度導入の主な目的は、業務委託の適切な履行の確保及び安定的、持続的な公共サービスの提供並びに業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保することである。

スライド制度の概要

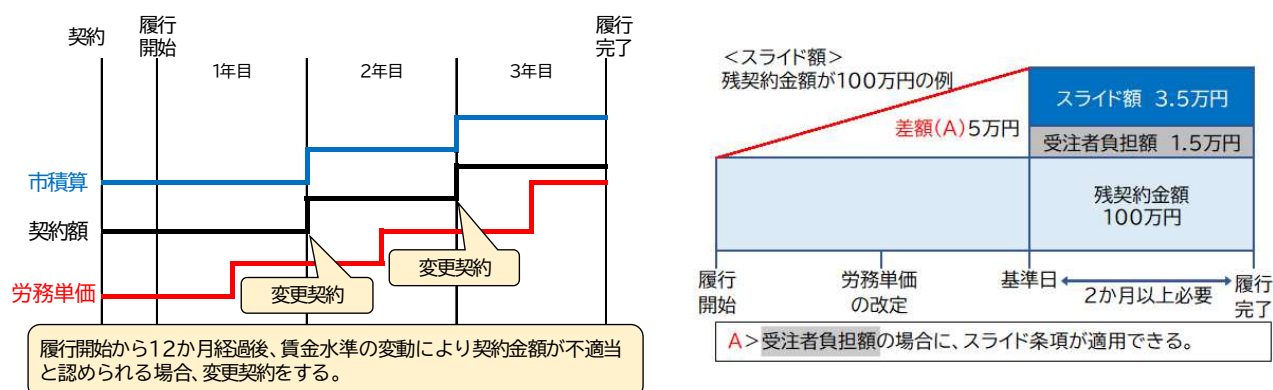
複数年契約は、発注した業務について契約した期間を契約した金額で履行することを前提として契約している。このため、契約期間中の物価変動や賃金変動は当然見込むべきものではあるが、昨今の賃金上昇は著しく、上昇分の想定は困難である。

本市の業務委託におけるスライド制度では、複数年にわたる業務委託において、契約時にあらかじめスライド条項を定めておき、履行開始日から12か月を経過した後に賃金水準の変動（労務単価の改定）により契約金額が不適当となったときに、未履行分の業務について労務単価を入れ換えて再積算後、落札率を乗じたものから、受注者負担額を差し引いた金額で変更契約を行う。

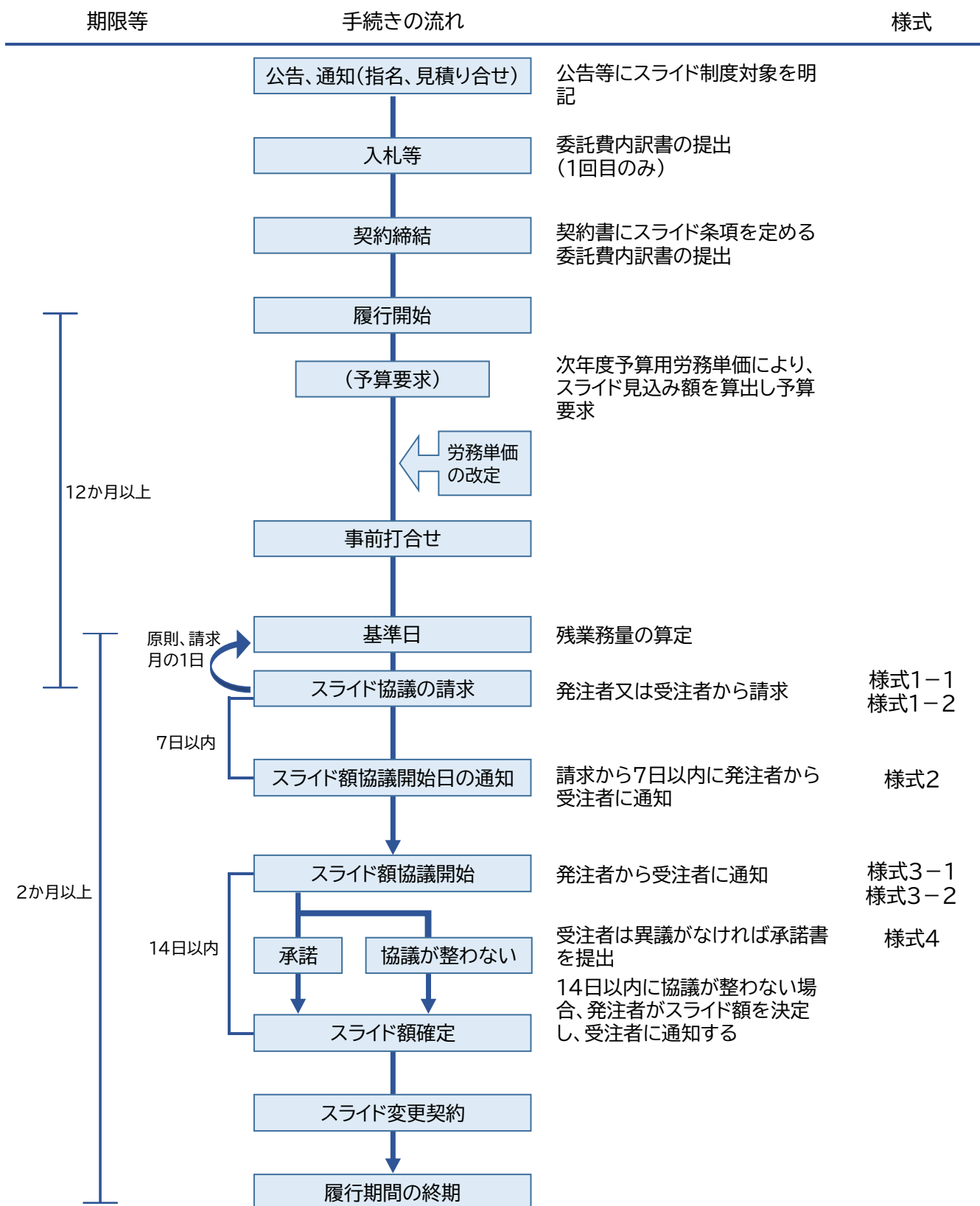
【これまでの契約イメージ】



【スライド条項適用のイメージ】



郡山市業務委託契約におけるスライド制度運用フロー図



1 定義

(1)請求日

発注者又は受注者がスライド条項による契約金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日をいう。

(2)基準日

原則、請求日の属する月の1日とする。ただし、これにより難しい場合には、請求日から起算して1か月以内に発注者と受注者の協議により定めることができる。

(3)殘履行期間

基準日以降の履行期間をいう。

(4)賃金水準の変動

本市の積算において適用した、労務単価の改定をいう。

(5)スライド額

スライド条項の適用に伴う契約金額の変更額をいう。

- ・ 請求日について
請求に際しては、履行開始日から12か月が経過しており、残履行期間が基準日（原則請求した月の1日）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。
- ・ 基準日について
基準日は、原則、請求した月の1日とする。これは、対象となる業務委託は一定期間を1サイクルとして業務を繰り返す業務であることから、受注者、発注者双方で残業務量の算定を行うため、請求した月の1日とした。
- ・ 残履行期間について
残履行期間については、基準日から履行期間の終期までの期間をいう。
- ・ 賃金水準の変動
賃金水準の変動とは、市の積算において適用した労務単価（建築保全業務労務単価等）の改定があった場合をいう。
- ・ スライド額について
本基準のスライド額は、消費税及び地方消費税を含めないものとし、「6 スライド額の算出」により算出したスライド額に、消費税及び地方消費税の額を加算した金額を変更額（税込）とする。

2 対象業務

複数年にわたる業務委託のうち、次のいずれかに該当する業務

- (1) 国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算要領」により積算した業務委託
- (2) 郡山市入札参加有資格者名簿において業務委託の業種が「受付・案内」、「給食調理」又は「用務員」の業務委託
- (3) 上記以外の業務委託で、市長が必要と認めた業務委託

- ・ スライド制度は、複数年契約における賃金水準の変動に対応することを目的としているため、対象は複数年契約とする。
- ・ スライド制度に基づく契約金額の変更条項（以下「スライド条項」という。）の適用には、賃金水準の変動の確認が必要であるため、建築保全業務労務単価※又は公表されている資料（郡山市会計年度技能労務職員の給与に関する規則（令和２年郡山市規則第35号）など）に基づいた労務単価等を採用している業務委託を対象とする。

（１）については、建物清掃が該当するが、その他建築保全積算基準及び要領により積算している業務も対象となる。

（３）については、前述の労務単価の採用及び残業務量を明確に確認できる業務であり、かつ業務価格のうち人件費が主であり賃金水準の変動の影響がある業務とする。

新規でスライド制度対象とする場合は、契約検査課に事前に相談すること。

※建築保全業務労務単価

国土交通省官庁営繕部が公表している建築保全業務に係る費用における直接人件費を積算するための参考単価である。国土交通省官が毎年度実施している建築保全業務労務費の調査に基づいて作成されている。本市で発注する建築保全業務については、この労務単価の地区区分「宮城」を準用している。

【掲示場所】 [共通掲示板](#) > [契約事務](#) > [委託契約関係](#) > [その他](#) > [技術者賃金](#)

3 スライド制度対象の明記

スライド条項を定める業務委託については、入札時の公告又は指名通知書等に明記するものとする。

- ・ 公告、通知等
スライド制度の対象となる業務には、当初の契約締結時にスライド条項を定める必要があるため、入札時の公告等に対象であることを明記する。

指名競争入札又は見積合せの場合には、同様の内容を通知書に明記する。

【記載例】

第１ 制限付一般競争入札に付する事項

8 その他	（●） 本件は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（スライド条項）を適用する契約である。
-------	---

設計図書等の公表の際には、**金抜き**の設計書を併せて公表すること。なお、公表の際には、金抜き

- ・ 入札（見積合せを含む）
入札参加者が入札する際には、委託費内訳書（p.17 別紙３参照）を提出させること（１回目の入札のみとし、再入札では提出不要）。なお、郡山市業務委託等入札参加者心得（令和７年４月１日適用）により、委託書内訳書の提出がない場合及び入札金額と委託費内訳書の金額が異なる場合には、入札が無効となるため注意すること。

- ・ 契約締結

スライド制度を適用する契約を締結する際には、スライド条項（p.15 別紙1）を特約条項として契約書に定めること。

また、契約締結の際には、委託費内訳書を提出させること。再入札以降で落札決定となった場合は、落札額に応じた内訳書が必要。（1回目で落札決定となった場合には、入札時と同じものであっても提出させる。）

- ・ 発注時にスライド制度の対象とせず、スライド条項を定めていない業務委託においては、変更契約でスライド制度の対象とすることはできない。

4 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、履行開始日から12か月経過後かつ、残履行期間が2か月以上ある場合に、書面又は電子媒体により行うことができる。

- ・ 賃金水準の変動があった場合は、あらかじめスライド額の算定を行った上で、事前に受注者と情報共有及び意向確認を行うこと。
- ・ スライド協議の請求について

スライド協議の請求は、様式1-1（受注者から請求）又は様式1-2（発注者から請求）により行うこととする。提出方法は、書面のほか、メール等の電子媒体での提出とする。

請求については、事務手続きの期間及び実効性を確保するため、残履行期間が2か月以上あることを要件としている。

5 スライド額の協議開始日

発注者は請求日から7日以内に、スライド額の協議開始日を受注者に通知するものとする。

- ・ スライド額の協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額の協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に様式2により通知する。

スライド額を算出するためには、「7 残業務量の算定」にあるとおり、受注者の業務（一部）完了届の提出及び発注者が行う完了検査が必要であることから、受注者と調整の上スライド額の協議開始日を定めること。

なお、スライド条項第5条においては、発注者が協議開始日を通知しない場合には、受注者が協議開始日を定め通知することができるとしているが、原則として発注者から7日以内に通知すること。

6 スライド額の算出

(1) 賃金水準の変動によるスライド額は、変動前残契約金額（契約金額から基準日における既履行部分に相應する金額を控除した額）と変動後残契約金額（変動後（基準日）の賃金を基礎として算出した変動前残契約金額に相應する額）との差額のうち変動前残契約金額の1,000分の15を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1,000)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：変動前残契約金額

P_2 ：変動後残契約金額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、 Z ：市積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1,000)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：変動前残契約金額

P_2 ：変動後残契約金額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、 Z ：市積算額)

(4) スライド額は、人件費並びにこれに伴う物品費、業務管理費及び一般管理費等について行われるものであり、従事者人数（歩掛）等の変更については考慮するものではない。

・ スライド額等の算出

本基準における算出は、消費税及び地方消費税を含めないものとし、 $S_{\text{増}}$ 又は $S_{\text{減}}$ に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を変更額（税込）とする。なお、消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとする。

$$\text{変更額（税込）} = S_{\text{増}} \text{（又は } S_{\text{減}} \text{）} \times (1 + \text{消費税率})$$

・ 長期継続契約の場合

長期継続契約において、年額で入札及び契約を締結している場合で、かつ基準日が履行開始日から12か月後の場合には、変動前残契約金額は、契約金額の年額とし、スライド額を年額で算出した上、残履行期間（年数）を乗じて変更額を算出するものとする。

（p.13、14「計算例2」を参照）

・ 基準日における採用労務単価について

当初の積算と同じ区分の労務単価を使用すること。

・ 落札率の算出

落札率の算出は、入札額（税抜）／予定価格（税抜）とし、小数点第8位以下を切捨てとする。

・ 受注者（又は発注者）の負担割合

建設工事におけるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の全体スライドを

準用し、「1,000分の15」としている。

- ・ スライド額算出にあたって生じた小数点以下の端数処理について
変動前残契約金額及び変動後残契約金額：小数点以下切捨て
受注者（増額の場合）又は発注者（減額の場合）の負担：小数点以下切捨て
- ・ 歩掛等について
変動後残契約金額を算出するための市積算額については、当初の積算に対し、基準日における労務単価及び業務量（「7 残業務量の算出」による）の変更のみ行う。スライド制度は賃金水準の変動に対応するものであるため、当初の積算の歩掛について、変更等は行わない。
- ・ 複数回スライドを行う場合について
スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合の基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

7 残業務量の算定

- （1）基準日における残業務量を算定するための既履行業務量は、受注者が発注者に業務完了分（既履行部分）を通知し、発注者が完了確認を行うことにより算出する。

（2）受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる業務は、増額スライドの場合は、既履行部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、既履行部分に含めないものとする。

- ・ 残業務量の算定方法について
受注者が提出する基準日前日（原則、スライド請求した月の前月末）までの業務（一部）完了届により行う発注者の完了検査をもって、業務完了分の数量を確認し、当初業務量から業務完了分を差し引くことにより算出することを基本とする。
本基準に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における業務完了分の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によるものとする。

8 スライド額の決定

スライド額は発注者と受注者が協議の上決定する。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

- ・ スライド額の協議（契約金額の変更が生じる場合）
発注者は、スライド額算出後に協議書（様式3-1）により、受注者とスライド額を協議する。受注者は、異議のない場合、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書（様式4）を提出するものとする。
なお、スライド額協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、受注者へ通知する。
- ・ 契約金額の変更とならない場合

変動前残契約金額と変動後残契約金額の差額が、変動前残契約金額の15/1,000を超えない場合、発注者は協議書（様式3-2）により、受注者とその旨を協議する。受注者は異議のない場合、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書（様式4）を提出するものとする。

9 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、スライド額の決定後速やかに行うものとする。

- ・ 変更契約について
発注者と受注者との間で、スライド額について合意した後は、速やかに変更契約を行うものとする。
スライド請求が複数回見込まれる場合は、その都度、変更契約を行うことを原則とする。
- ・ 変更契約後について
発注者は、受注者が労働者の賃金引き上げ等について適切に対応するように求めること。（p.16別紙2参照）
また、再委託を行っている業務については、受注者が再委託業者との契約金額の見直しなどを適切に行っていることを確認すること。
- ・ 公契約条例対象案件について
郡山市公契約条例に基づく労働環境報告書の提出対象契約については、スライド条項の適用にかかわらず、報告内容（最低労働賃金単価等）に変更があった場合は、再度労働環境報告書の提出が必要であることに注意すること。

10 再度の変更について

スライド条項に基づく契約金額の変更は、複数回行えるものとする。なお、4に定める請求について、「履行開始日」とあるのは、「直前のスライド条項に基づく変更契約の基準日」とするものとする。

- ・ 再スライドについて
スライド制度による変更契約後、更なる賃金水準の変動があった場合、再度スライド条項の適用をすることができる。この場合のスライド請求の時期は、直前のスライド条項適用による変更契約の基準日から12か月経過後とする。また、スライド額算出に係る変動前残契約金額は、直前のスライド条項適用後の採用労務単価による算出とする。

11 その他

(1) 事前の状況確認について

賃金水準の変動によりスライド条項の適用が見込まれる場合には、事前に受注者にスライド条項の適用についての意向確認を行い、スライド額の試算等の事務の手続きについて準備を進めておくこと。

(2) 予算措置について

スライド制度対象業務について、賃金水準の変動が見込まれる場合には、下記を参考に予算要求をすること。

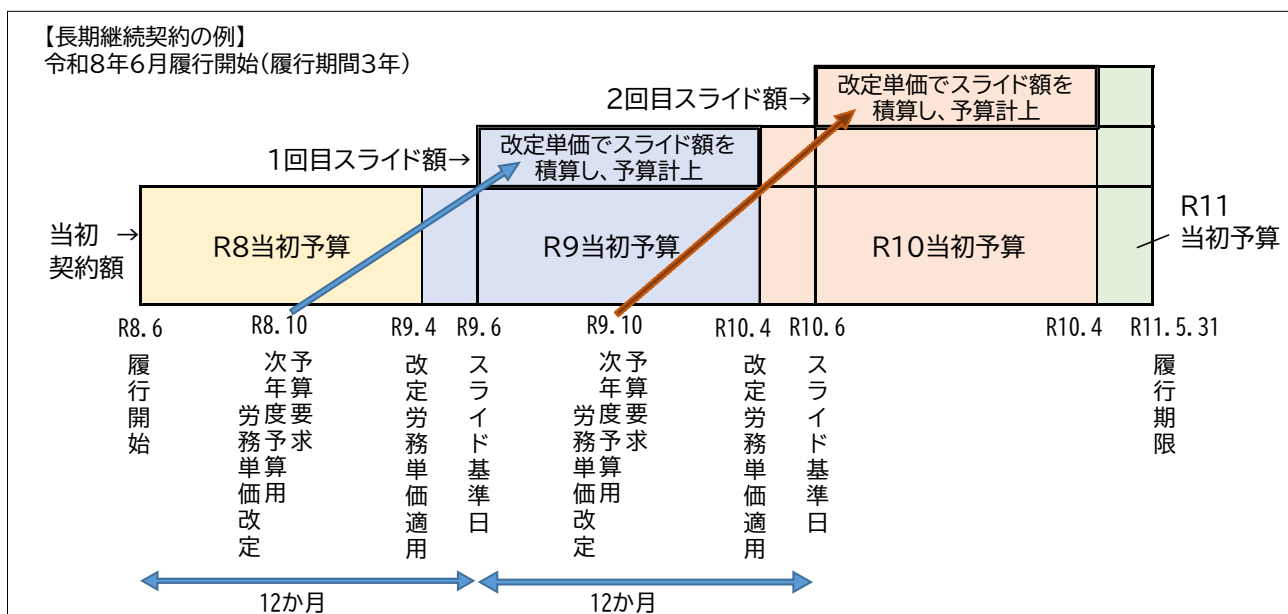
ア 長期継続契約の場合

1年目： 次年度の予算要求の際に、履行開始日から12か月経過後の期間は、次年度労務単価に入れ替えて積算することにより、スライド見込み額を算出する。このスライド見込み額のうち次年度履行分の金額を、当初契約の年度額に金額に加算して予算計上する。

2年目： 履行開始日から12か月経過後にスライド条項を適用した場合には、スライド条項適用時の基準日から12か月経過後以降の期間は次年度単価に入れ替えて積算することにより、2回目スライド見込み額を算出し、このうち次年度履行分の金額を1回目スライド変更後の契約金額の年度額に加算して予算計上する。

スライド条項の適用がなかった場合には、次年度単価に入れ替えて積算することにより、スライド見込み額を算出し、スライド見込み額のうち次年度履行分の金額を当初契約の年度額に加算して予算を計上する。

3年目： 原則、2年目と同じ。スライド条項を適用しており、次年度にスライド条項適用の見込みがない場合には、現在の契約の内容で予算計上する。

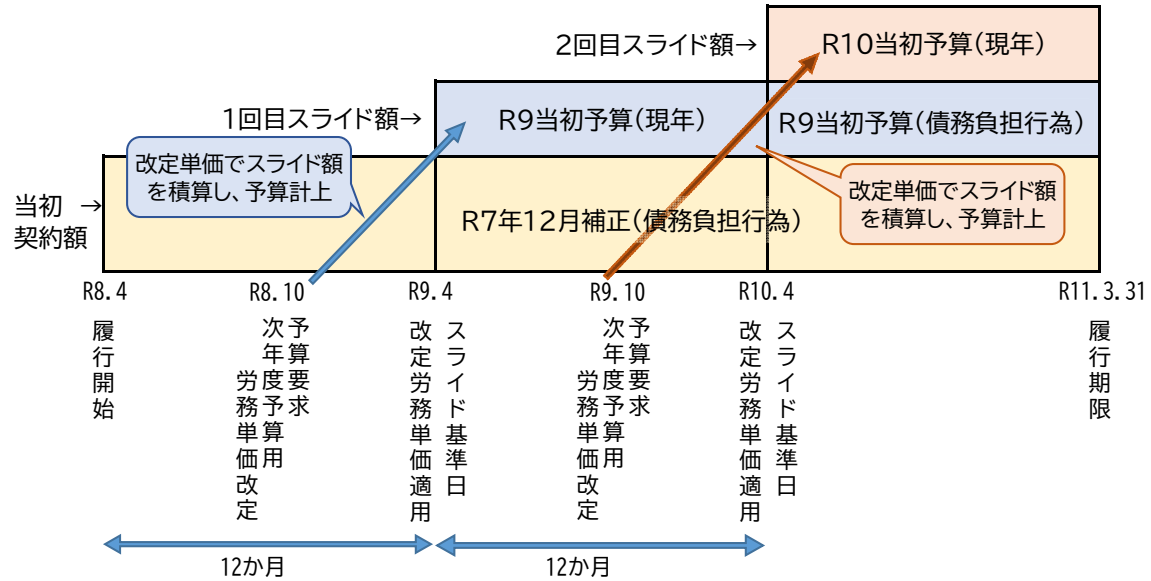


イ 債務負担行為の場合

1年目： 次年度の予算要求の際に、次年度単価に入れ替えて積算することにより、スライド見込み額を算出する。2年目履行分は現年予算で計上し、3年目履行分は債務負担行為を設定する。

2年目： 上記と同様に、3年目履行分のスライド見込み額を算出し、当初予算に計上する。

【債務負担行為の例】
令和8年4月履行開始(履行期間3年)



スライド額計算例１（債務負担行為）

計算例のため、実際の積算とは異なります。

1 対象業務 学校用務員

2 履行期間 α 年 4 月 1 日から β 年 3 月 31 日（3 年間）

算出式： $S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1,000)]$

<当初契約>

当初積算 採用単価：技能労務職 9,747円/日

	単価	数量	金額	
直接人件費	9,747	600	5,848,200	A
直接物品費	5,848,200	5%	292,410	B
直接業務費			6,140,610	A+B
業務管理費	6,140,610	15%	921,091	C
業務原価			7,061,701	A+B+C
一般管理費	7,061,701	15%	1,059,255	D
業務価格			8,120,956	A+B+C+D
まるめ			8,120,000	
予定価格(税抜)			8,120,000	

入札額	7,000,000
契約額(税込)	7,700,000
落札率	0.8620689 ^①



履行期間 36 カ月のうち 12 か月完了

< P_1 ：変動前残契約金額の算出 >

当初積算の労務単価で、残業務量に対して積算

技能労務職 9,747円/日

	単価	数量	金額	
直接人件費	9,747	400	3,898,800	A
直接物品費	3,898,800	5%	194,940	B
直接業務費			4,093,740	A+B
業務管理費	4,093,740	15%	614,061	C
業務原価			4,707,801	A+B+C
一般管理費	4,707,801	15%	706,170	D
業務価格			5,413,971	A+B+C+D
まるめ			5,413,000	②

変動前残契約金額

未履行分の市積算額×落札率

P_1

②×①= 4,666,378円^③

受注者負担

変動前残契約金額×1.5%

$P_1 \times 15/1,000$

③×1.5%= 69,995円



< P₂ : 変動後残契約金額の算出 >

労務単価を基準日の単価に入れ替えて積算

技能労務職 11,085円/日

	単価	数量	金額	
直接人件費	11,085	400	4,434,000	A
直接物品費	4,434,000	5%	221,700	B
直接業務費			4,655,700	A+B
業務管理費	4,655,700	15%	698,355	C
業務原価			5,354,055	A+B+C
一般管理費	5,354,055	15%	803,108	D
業務価格			6,157,163	A+B+C+D
まるめ			6,157,000	④

変動後残契約金額 変動後未履行分の積算額×落札率

P₂ ④×①= 5,307,758円



< スライド額等の算出 >

変動後残契約金額－変動前残契約金額－受注者負担＝スライド額

5,307,758円－4,666,378円－69,995円＝571,385円

税抜 571,385円

税込 628,523円

< 変更契約締結 >

契約書の記載例（債務負担行為の場合）

第 1 回 委 託 変 更 契 約 書									
契 約 番 号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
業 務 名	郡山市学校用務員業務委託								
施 行 場 所	郡山市〇〇町 外 地内								
変 更 金 額	契約金額を 億 万 円 ￥ 6 2 8 5 2 3 増額 する。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥57,138円）								
契 約 期 間	変更前 ----- 変更後								
委託内容及び仕様等の変更	無								
そ の 他	支払内訳書を、別紙のとおり変更する。								

スライド額計算例2（長期継続契約）

計算例のため、実際の積算とは異なります。

1 対象業務 建物清掃（長期継続契約）※年額で入札、契約

2 履行期間 α 年6月1日から β 年5月31日（3年間）

算出式： $S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1,000)]$

<当初契約>

当初積算 採用単価：清掃員A 15,500円/日

	単価	数量	金額	
直接人件費	15,500	600	9,300,000	A
直接物品費	9,300,000	5%	465,000	B
直接業務費			9,765,000	A+B
業務管理費	9,765,000	15%	1,464,750	C
業務原価			11,229,750	A+B+C
一般管理費	11,229,750	15%	1,684,463	D
業務価格			12,914,213	E=A+B+C+D
業務価格(年額)			4,304,737	E÷3
まとめ			4,304,000	
予定価格(年額)(税抜)			4,304,000	

入札額(年額)	3,700,000	①
契約額(年額)(税込)	4,070,000	
契約額(総額)(税込)	12,210,000	
落札率	0.8596654	②



履行期間 36 カ月のうち 12 か月完了
基準日： $(\alpha+1)$ 年6月1日

< P_1 ：変動前残契約金額の算出 >

長期継続契約であり、基準日が履行開始日から12か月後となるため、スライド額は年額で算出する。

変動前残契約金額(年額)

P_1 ① = 3,700,000円

受注者負担 変動前残契約金額(年額)×1.5%

$P_1 \times 15/1,000$ ①×1.5% = 55,500円



< P_2 ：変動後残契約金額の算出 >

労務単価を基準日の単価に入れ替えし、残業務量に対して積算（年額を算出）

清掃員A 17,100円/日

	単価	数量	金額	
直接人件費	17,100	400	6,840,000	A
直接物品費	6,840,000	5%	342,000	B
直接業務費			7,182,000	A+B
業務管理費	7,182,000	15%	1,077,300	C
業務原価			8,259,300	A+B+C
一般管理費	8,259,300	15%	1,238,895	D
業務価格			9,498,195	E=A+B+C+D
業務価格(年額)			4,749,097	E÷2
まるめ			4,749,000	③

変動後残契約金額

変動後の積算額(年額)×落札率

P₂

③×②= 4,082,550円



<スライド額等の算出>

変動後残契約金額－変動前残契約金額－受注者負担＝スライド額(年額)

4,082,550円－3,700,000円－55,500円＝327,050円

税抜 327,050円

税込 359,755円

スライド額(年額)×残年数＝変更額(総額)

327,050円×2年＝654,100円

税抜 654,100円

税込 719,510円

<変更契約締結>

契約書の記載例(長期継続契約の場合)

第 1 回 委 託 変 更 契 約 書	
契 約 番 号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
業 務 名	郡山市〇〇建物清掃業務委託(長期継続契約)
施 行 場 所	郡山市〇〇町 外 地内
変 更 金 額	契約金額を 億 万 円 年 額 ¥ 3 5 9 7 5 5 増額 する。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥32,705円)
	契約金額の総額 ¥12,210,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,110,000円)を 契約金額の総額 ¥12,929,510円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,175,410円)に改める
	内訳：支払内訳書を別紙のとおり変更する。
	契 約 期 間 変更前 変更後
委託内容及び仕様等の変更	無

別記

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

第2条 発注者又は受注者は、前条の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から基準日（発注者と受注者の協議により定める日とし、請求があった日の属する月の1日を基本とする。以下同じ。）における既履行部分に相応する金額を控除した額をいう。）と変動後残契約金額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前契約金額の1,000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基準日から履行期間の終期までの期間が2か月以上ない場合は、契約金額の変更を行わないこととする。

第3条 第1条の規定による請求があった場合において、当該契約金額の変更については、基準日における賃金水準等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

第4条 第1条の規定による請求は、この特約条項の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同条中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの特約条項に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

第5条 第3条の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1条の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

変更契約締結の際に、契約書
と併せて配布する。

別紙2

年 月 日

受注者

様

郡山市長

労働者への適正な賃金の確保について(依頼)

日頃より、契約制度の運用にご協力いただきありがとうございます。

本市では、事業者の健全経営や業務の適正な履行確保及び業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保を目的にスライド制度を導入しております。

先に協議した 業務委託契約について、別添のとおり増額の変更契約となりましたが、本市業務委託におけるスライド制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切にご対応くださるようお願いいたします。

記

1 労働者への賃金水準の引き上げ

2 発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先の事業者において、労働者の賃金水準の引き上げを行うために必要な額による再委託に関する契約の締結及び労働者への適切な水準の賃金の支払いを再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮

【委託費内訳書の例】

入札の際に、入札参加者に提出させること。

別紙3

委託費内訳書

商号又は名称

代表者職氏名

契約番号 00000000000

業務名 ○○建物清掃業務委託

履行場所 郡山市○○ 地内

	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
日常清掃	直接人件費	1	式			
	直接物品費	1	式			
	業務管理費	1	式			
定期清掃	直接人件費	1	式			
	直接物品費	1	式			
	業務管理費	1	式			
業務原価						A
一般管理費						B
業務価格						C=A+B
業務価格(まるめ)						D 入札金額
消費税						E=D*10% 円未満切捨て
合計						F=D+E

様式1-1(受注者→発注者)

年 月 日

郡山市長

	所 在 地
受注者	商号又は名称
	代 表 者

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更について
(請求)

年 月 日付けで契約締結した下記の契約については、賃金水準の変動により契約金額が
不適當となったため、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条の規定により
契約金額の変更を請求します。

記

- 1 契 約 番 号
- 2 業 務 名
- 3 契 約 金 額
- 4 履 行 期 間
- 5 希 望 基 準 日

様式1－2(発注者→受注者)

年 月 日

受注者

様

郡山市長

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更について
(請求)

年 月 日付けで契約締結した下記の契約については、賃金水準の変動により契約金額が
不適當となったため、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条の規定により
契約金額の変更を請求します。

記

1 契 約 番 号

2 業 務 名

3 契 約 金 額

4 履 行 期 間

5 希望基準日

様式2

年 月 日

受注者

様

郡山市長

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項に基づく基準日及び協議開始日
について(通知)

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第2条及び第5条の規定に基づき、基準日及びスライド額協議開始日を下記のとおり通知します。

記

1 契 約 番 号

2 業 務 名

3 基 準 日

4 協議開始日

受注者

様

郡山市長

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更について
(協議)

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第3条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

異議のないときは、承諾書を提出願います。

記

1 契 約 番 号

2 業 務 名

3 変動前残契約金額(税抜)

4 変動後残契約金額(税抜)

5 スライド額(税抜)

6 回 答 期 限

スライド額等算出計算書を添付し、
スライド額及び変動額(税込)が
分かるように通知すること。

年 月 日

受注者

様

郡山市長

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更について
(協議)

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第3条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

異議のないときは、承諾書を提出願います。

記

1 契 約 番 号

2 業 務 名

3 スライド額 スライドの適用が認められない

4 理 由 スライド額が対象契約金額の1.5%を超えないため

5 回 答 期 限

様式4

年 月 日

郡山市長

	所 在 地
受注者	商号又は名称
	代 表 者

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更について
(承諾)

年 月 日付けで協議のあったスライド額については、下記のとおり承諾します。

記

1 契 約 番 号

2 業 務 名

3 スライド額（税抜）

様式3-1と併せて配布する。

(増額スライドの場合)

スライド額等算出計算書

1 契約番号

2 業務名

3 適用労務単価

変更前		変更後	
	円		円
	円		円
	円		円

4 スライド額等

(単位:円)

契約金額 (税抜)	既履行金額 (税抜)	P ₁ (税抜)	P ₂ (税抜)

$$\text{スライド額}(S_{\text{増}}) = P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1,000)$$

$$=$$

(ただし、 $P_1 < P_2$)

P₁: 変更前残契約金額

P₂: 変更後残契約金額

5 変更額

円増額

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

$$\text{変更額(税込)} = \quad \times 1.1$$

$$=$$

長期継続契約でスライド額を年額で算出した場合には、総額が分かるように記載すること。

様式3-1と併せて配布する。

(減額スライドの場合)

スライド額等算出計算書

1 契約番号

2 業務名

3 適用労務単価

変更前		変更後	
	円		円
	円		円
	円		円

4 スライド額等

(単位:円)

契約金額 (税抜)	既履行金額 (税抜)	P ₁ (税抜)	P ₂ (税抜)

$$\text{スライド額}(S_{\text{減}}) = P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)$$
$$=$$

(ただし、 $P_1 > P_2$)

P₁: 変更前残契約金額

P₂: 変更後残契約金額

5 変更額

円減額

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

$$\text{変更額(税込)} = \quad \times 1.1$$
$$=$$